

民 事 訴 訟 法 (50 点)

Xは、Yを被告として、「Xは、平成26年5月1日に、Yとの間で、Yを借主とし、返済期日を同年10月31日と定めてYに現金150万円を交付して消費貸借契約を締結した（以下、この契約を「本件契約」という）。返済期日である同日は既に到来した。よって、Xは、Yに対し、本件契約に基づき、150万円の支払を求める」という旨を記載した訴状を同年11月10日にA地方裁判所に提出して、150万円の支払をYに求める訴えを提起した。

この訴状の副本と第1回口頭弁論期日の呼出状は、Yに交付送達の方法で適法に送達された。

問1 この事例を前提に、給付訴訟の当事者適格について説明しなさい。

問2 この事例を前提に、次の(1)及び(2)の各事項について、これらがどのような場合に成立するか、及び、その場合にどのような訴訟法上の効果が発生するかを説明しなさい。

(1) 請求の認諾

(2) 擬制自白